

オープンカウンター方式による見積書提出依頼

中国四国管区警察局四国警察支局徳島県情報通信部

下記の案件について、内容をご確認の上、提出期限までに見積書を提出願います。
また、別に掲載してある「オープンカウンター方式による見積依頼について(留意事項等)」及び「見積書記載要領」をご覧ください。

件名
発動発電機点検作業委託
特記事項 <ol style="list-style-type: none">業務概要 発動発電機について、潤滑油と冷却水の交換、点検、測定及び動作試験を実施する。履行期限 令和8年10月30日（金）見積競争参加の意思表示 本件見積競争に参加を希望する場合は、仕様書を交付するので、事前に「7 問い合わせ先」まで連絡すること。なお、仕様書の交付にあたっては別添「秘密の保全に関する誓約書」の提出が必要である。仕様書等の交付を行う場所、期間 交付場所：徳島県徳島市万代町二丁目5番地1 徳島県警察本部7階 中国四国管区警察局四国警察支局徳島県情報通信部 交付期間：令和8年5月29日（火）17時15分まで見積書の提出場所及び提出期限 提出場所：上記4に同じ 提出期限：令和8年6月1日（月）17時15分必着代金の支払い 業務が完了し、当部の検査に合格したときは、契約金の支払いを請求できるものとし、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。問い合わせ先 中国四国管区警察局四国警察支局徳島県情報通信部通信庶務課 経理係 電話番号：088-622-3101

分任支出負担行為担当官
中国四国管区警察局四国警察支局徳島県情報通信部長 殿

秘密の保全に関する誓約書

貴部における「発動発電機点検作業委託」の見積競争参加にあたり、
秘密に属する仕様書、図面、見積参加業者及びその他関係資料について、別紙「秘密の保全に関する特約条項」を厳守するとともに、秘密が漏洩、窃取されないように万全を期すこと並びに当社従業員及び業務従事者の故意又は過失により秘密が漏洩した場合については一切の責任を負うことを誓約します。

令和 年 月 日

会社名

職 位

氏 名

印

秘密の保全に関する特約条項

(一般義務)

第1条 見積書提出業者（以下「乙」という。）は、本業務に係る秘密の保全に関しては、この特約条項に定めるところにより、秘密保全に万全を期さなければならない。

2 乙は、乙の従業員の故意又は過失により警察の秘密が漏洩したときであっても、管理者としての責任を免れることはできない。

(下請負の禁止)

第2条 乙は、本業務を他の業者に下請負させてはならない。ただし、やむを得ず下請負させるときは、その下請負先、契約内容、秘密保全の手段等を記した書面を添え、委託者（以下「甲」という。）の許可を受けるものとする。

2 前条の規定は、乙の下請負者について準用する。

(交付)

第3条 甲は、秘密に属する仕様書、図面、現場説明書等又は物件を乙に交付するときは、秘密であることを明記するものとする。

(特定資料)

第4条 乙は、主たる契約の仕様書、図面、現場説明書等のうち、秘密の指定のある仕様書、図面、現場説明書等（電磁的記録を含む。以下「特定資料」という。）を本業務に関係のない者に供覧し、又は漏洩してはならない。

2 作業工程に関係のある者に対しても、作業に必要な限度を超えて特定資料を供覧し、又は漏洩してはならない。

(特定物件)

第5条 乙は、秘密区分の指定のある物件（以下「特定物件」という。）について、その保管中取扱いの慎重を期し、作業工程に関係のない者に供覧してはならない。

2 作業工程に関係ある者に対しても、作業に必要な限度を超えて特定物件を供覧してはならない。

(特定資料並びに特定物件の複製及び写真撮影)

第6条 乙は、主たる契約に定められている場合を除き、特定資料を複製し又は特定物件の見取図、試験成績表等の製作若しくは写真撮影をしようとするときは、あらかじめ甲の許可を受けるものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、特定資料若しくは特定物件を複製又は製作したとき、又は前条の規定により特定物件の見取図、試験成績表等の製作若しくは写真撮影したときは、速やかにその旨を甲に書面により報告するものとする。

(標記の表示)

第8条 乙は、特定資料若しくは特定物件を複製又は製作したときは、甲の指示により、これらに秘密の表示、管理番号等の標記を表示するものとする。

(立入禁止)

第9条 乙は、作業工程に関係のない者を、みだりに作業現場、倉庫等の施設に立ち入らせ、又はこれらの付近をうろつかせてはならない。

2 作業工程に関係のある者に対しても、作業に必要な限度を超えて前項の施設に立ち入らせてはならない。

(特定資料の返納等)

第10条 乙は、特定資料及び特定物件を契約終了後、直ちに甲に返納又は提出しなければならない。

2 前項において、甲から承認を受けた場合は、契約終了後の保管期間を延長できるものとし、この間は本特約条項が適用されるものとする。

(検査)

第11条 甲又は甲の代理人は、必要があると認めたときは、秘密の保全の状況を検査し、又は必要な指示を乙に与えることができる。

2 前項の規定は、乙の下請負者について準用する。

(事故発生時の措置)

第12条 乙は、秘密の漏洩、特定資料若しくは特定物件の紛失又は破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはその恐れがあるときは、適切な措置をとるとともにその詳細を、速やかに甲に報告しなければならない。